

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南さつま市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年7月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年7月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー加世田店

南さつま市加世田地頭所町28番地3 外3筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和2年11月30日

3 意見の概要

(1) 廃棄物に係る事項

ア 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて対応すること。変更届出書22ページの廃棄物等の処理方法で、生ごみ等とその他の可燃性廃棄物等を川辺清掃センターで処理することで記載されているが、南さつま市内で発生した一般廃棄物（生ごみ、その他の可燃性廃棄物等）については内鍋清掃センターで処理すること。

イ ごみの排出量を減らし、収集時間を短縮できるように努めること。

ウ 収集業者への騒音抑制の意識を徹底させ、作業時にはアイドリングを禁止し、エンジンの空ぶかし等を行わないように指導すること。

(2) 駐車需要の充足等

ア 荷捌き作業車両のアイドリングを禁止し、エンジンの空ぶかし等を行わないように徹底させること。

イ 作業をされる方の騒音防止に対する意識を徹底させること。

(3) 騒音の発生に係る事項

ア 来店者にもアイドリング禁止の呼びかけを行うこと。

イ 施設内で騒音を発生させることのないように配慮すること。

(4) 交通安全への配慮

交通量の増加が予想されることから、当該店舗を利用する人だけでなく、付近を通行する車両、歩行者の安全が確保できるよう万全の措置を講じること。

(5) その他

関係法令を遵守するとともに、周辺住民等から苦情があった場合には、早急に改善措置を講ずること。